

沖縄における公共建築の設計にあたっての 「景観検討の手引き」作成について

長浜政明¹

¹ 沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課（〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1）

沖縄総合事務局が執行する国土交通省所管公共事業については、平成21年度に策定された「沖縄総合事務局・景観検討の基本方針(案)」に基づき、景観に関する情報や景観検討内容・体制等をとりまとめた景観カルテを作成するといった景観検討の試行運用を実施している。営繕事業におけるこれまでの試行の結果として、景観カルテ作成自体に不慣れであることなどの理由から各事業間で景観検討の内容に差が生じる場合があった。このような状況を踏まえ、景観カルテ作成の補助ツールとして活用できること、あわせて景観検討手順等が的確に理解され、必要な景観検討を踏まえた施設整備が確実に行われることを目指して「景観検討の手引き」を作成したのでその取組みについて報告する。

キーワード 景観検討、公共建築、景観カルテ

1. 手引き作成の背景と位置づけ

「美しい国づくり政策大綱¹⁾」の美しい国づくりのための施策展開に、公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムを確立することが位置づけられ、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)²⁾」が策定された。これを受け、沖縄総合事務局においてもその実施要領となる「沖縄総合事務局・景観検討の基本方針(案)(以下、基本方針という。)」を定め、平成22年度より基本方針に従った景観検討を試行的に開始している。

基本方針には、計画段階から設計・施工・維持管理段階まで一貫した景観形成の考え方のもとに事業を進めていくため、各検討段階での検討内容・体制や景観に関する情報をまとめた「景観カルテ」を作成することが定められている。(図1)

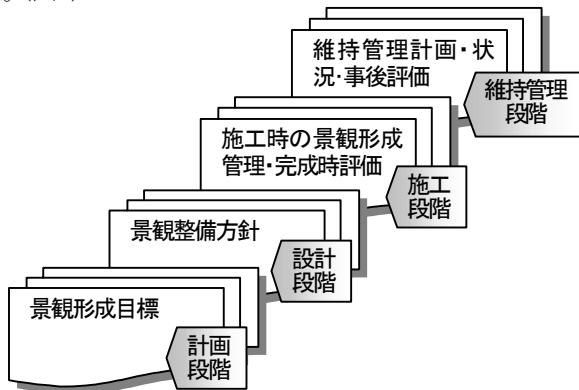


図1 景観カルテの概要

景観カルテ作成を含む景観検討にあたっては、事業対象地域における景観関連の各種計画や施設特性等を把握した上で、景観上配慮すべき事項や課題等を整理し、設計へどう反映させるかが重要であるが、景観検討プロセスが不明瞭となっている場合や、設計者によっては、景観カルテ作成自体に不慣れな場合もあり、各事業間で景観検討の内容に差が生じる場合がある。

このような状況を踏まえ、景観検討の一連の手順をある程度標準化し、設計者を支援するための補助ツールとして、「景観検討の手引き(以下、手引きといふ。)」を作成し、これを設計者に提供し活用されることで、必要な景観検討を踏まえた施設整備が行われ、沖縄らしく優れた景観形成が実現することを目指した。(図2)

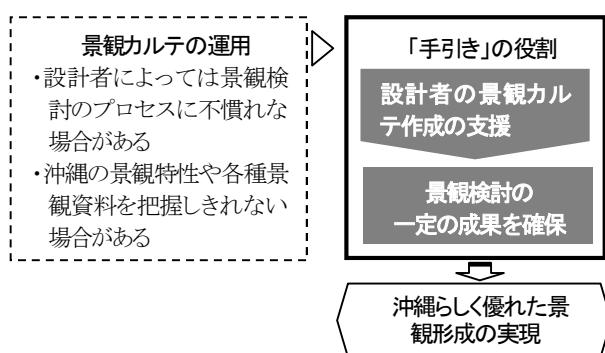


図2 「手引き」の役割

2. 内容

(1) 手引き作成の視点

手引き作成の視点を図3に示す。



図3 手引き作成の視点

(a) 沖縄の景観特性、沖縄ならではの配慮事項の解説
独自の文化や風土に基づく沖縄らしさや配慮すべき事項について理解してもらうことが必要であり、沖縄らしい風景について章を設けてまとめている。また、具体的手法の解説の中に一般的な内容だけではなく、沖縄ならではの素材や環境の特色を生かす内容をできるだけ多く盛り込むよう配慮し、沖縄にふさわしい景観設計をしてもらうよう整理した。

(b) 景観検討の手順のマニュアル化

手引きでの景観検討手順は、景観カルテの様式と対照させ、ここで検討した内容を景観カルテにおいて記載できるようにしている。(図4)



図4 景観カルテと「手引き」の関係

景観形成に配慮すべき事項の確認から、目標像の設定及び景観形成の基本的考え方の検討に至る手順について

解説するほか、対象施設で具体的に検討を進める際に、検討内容を簡易に絞り込めるよう、チェックリストを設けた。

(c) 参照すべき資料の網羅

参照すべき資料を見落とすことがないよう、一覧表を掲載した。なお、景観検討技術の詳細や各市町村の景観ガイドライン状況・ルールなどはこれらの資料に掲載されていることから、手引き自体はできるだけ簡潔にし、手軽に使えるものとして編集した。

(2) 手引きの概要

手引きの構成と目的は、図5のとおりである。

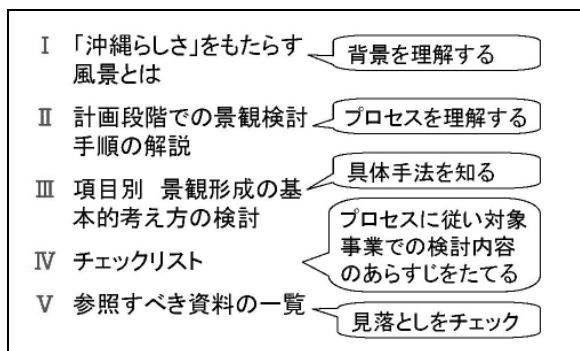


図5 手引きの構成と目的

(a) 「沖縄らしさ」をもたらす風景とは (I章)

景観形成には、背景として地域の基盤的な文化風土の理解が欠かせない。この章では、平成19年に沖縄総合事務局が発行した「“美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン^③」をもとに、設計者に沖縄らしい風景の捉えかたを伝えることを目的としている。(図6)



図6 “沖縄らしさ”をつくる要素の解説 (部分)

(b) 計画段階での景観検討手順の解説 (II章)

この章では、計画段階における景観検討のプロセスを解説している。まず景観検討を行ううえでの一般的なルール、次にその地域の条件、周辺地区との関連性、敷地条件、建物そのものといったように各レベルで検討を行い、どのレベ

ルでどのような景観検討が必要なのかをしっかりと認識した上で、それに見合った目標像の設定や基本的考え方を整理することとしている。

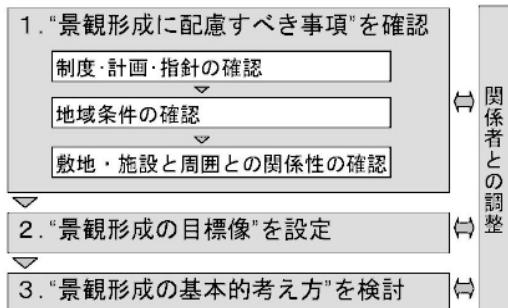


図7 景観検討のフロー

(c) 項目別 景観形成の基本的考え方の検討 (Ⅲ章)

この章は、図8～11のように景観形成における主要な項目と具体手法の例を挙げ、設計者が対象施設における景観上の課題に応じて、必要な対応方針を検討するためのヒントとして活用することを目的としている。



図8 規模・形態の視点からの景観形成手法の解説



図9 地場素材の活用例

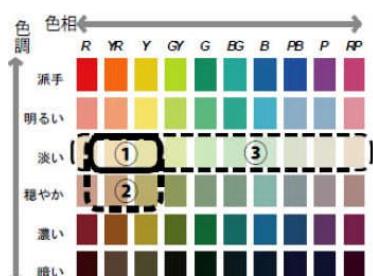


図10 光環境や風土を考慮した沖縄の色彩誘導事例



図11 緑化の視点からの景観形成手法の解説

(d) チェックリスト (IV章)

チェックリストは検討プロセスのチェックリストと項目別の検討チェックリストで構成される。検討プロセスのチェックリスト(図12)では、対象施設を整備するうえでの条件や位置づけの整理を行い、そのなかで導き出される景観上の課題や対応の方向性をとりまとめる構成としている。

● 検討プロセスのチェックリスト ……景観検討のプロセスや確認すべき事項のチェック

※(A)欄には確認を実施した結果として、案件に該当するものにチェックしてください。

(B)欄には、(A)に応じて必要となる課題や対応の方向性を選択(または記入)してください。

なお、検討の具体的な内容については、別途景観アセスメント資料としてとりまとめてください。

項目	検討・確認内容	案件に係る主な確認事項(A)	→	課題・対応の方向性(B)
制度・計画・指針の確認	広域対象の景観形成指針等(県・国が作成)の内容を把握・ 市町村の景観計画または景観指針等の存在の確認。 景観計画等における対象地・案件の位置づけ	※該当する項目を抽出 □県条例「大規模行為」の対象に相当 □その他の指針等に相当() □景観計画区域 □景観計画における重点地区 □景観地区 □意匠形態・緑化基準を伴う地区計画 □その他の計画() □景観計画・指針はない □敷地周辺における関連事業・開発動向	⇒	□景観基準の尊重 ※ルール・与条件を確認 位置… ボリューム… 形態意匠・色彩… 緑化… その他… ※必要な景観上の対応等を記述

図12 検討プロセスのチェックリスト(部分)

チェックリストの選択肢は、具体的に提示するほど利用者にとっては選びやすく、ヒントとして使いやすくなるが、逆に設計者の自由な発想を制限するほか、多種多様な施設にきめ細かく対応しにくいなどの課題もある。また、景観検討は本来、設計において当然行われるものであり、不必要に過重な負担となることは避けるべきである。したがって、景観検討内容を絞り込むための必要最小限のものにとどめている。

また、項目別の検討チェックリスト(図13)では、景観形成の目標像や基本的考え方を設計でどう具体的に対応するかを記述式により整理できるようにしておらず、施設特性に応じた事案ごとの景観検討項目(位置・規模・形態、色や素材等)について、景観対応した理由や内容(工夫した点や特徴など)をとりまとめる構成としている。

●項目別の検討チェックリスト ……施設特性に応じた事案ごとの景観検討項目のチェック

※対象物件の景観形成の目標に応じて、景観対応を行う項目について記述してください。(必ずしもすべての項目を!要はありません。)
(C)欄は、前頁(A)も参考に、対象敷地で景観対応が必要な理由を具体的に記述します。(D)欄はこれぞうけて景観内容や工夫のポイントを記述します。前頁(B)の方向性を対象敷地で具体化・肉付けするイメージであり、文章とともに示すことも適切です。

項目	対象建築物・敷地において 景観対応を必要とする特性・条件(C)	対応方針(D)
(例) 位置	・3方道路に面し、どの方面からも隣接する。 公園・幹線道路からよく視認される。	・道路の規格に応じたセットバックを行い、境界部は周囲 フレンスペースと一緒に利用できる半オープンスペース; 緑化空間とする。
位置		
規模・形態		

図13 項目別の検討チェックリスト(部分)

(e) 参照すべき資料の一覧 (V章)

この章では、景観検討において参照すべき技術資料、関連資料を一覧に整理しており、設計者が対象施設の景観検討を行う上で見落としがないかチェックできるようにしている。(図14)

市町村名 担当課	計画・指針等の名称	種別	策定・ 告示年	アドレス
石垣市 (建設部都市 建設課)	石垣市風景計画	●	H19.4	http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/140000/%E9%A2%A8%E6%99%AF%E8%A8%88%E7%94%9E%A3%E5%B0%82%E0%A2%A8%E6%99%AF%Edf
	観音堂地区景観地区	■	H19.12	http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/140000/kannondoutoku/toppage.html
	川平地区景観地区	■	H22.3	http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/140000/
	獅子森地区景観地区	■	H23.2	H23.5月時点HP未掲載
浦添市 (都市建設部 計画課)	浦添市景観まちづくり計 画	●	H19.7 H20.4改正	http://www.city.urasoe.lg.jp/article.php/s20

図14 参照すべき資料の一覧(部分)

3. 効 果

景観検討フローと検討段階毎のポイント解説及びチェックリスト活用等、手引きを一つのツールとして活用することにより、以下の直接的効果・間接的効果が期待される。

(1) 景観検討に対する意識の向上

設計者が手引きの手順に基づき景観検討を行うことで、沖縄における公共建築の設計にあたって、「沖縄らしさ」を安易にとらえたデザインとせず、「沖縄らしく優れた景観形成」を行うためにはどのような設計上の配慮が必要か、より考えるきっかけとなると期待される。

(2) 景観検討の水準向上と景観カルテ作成の容易化

手引きの解説内容とチェックリストで景観検討上のポイントをマニュアル的に示すことにより、配慮すべき検討事項の見落とし防止や景観形成の目標・基本的考え方及び整備方針の設定が容易になり、各事業間での景観検討の内容に差が生じることを防ぐことが可能となる。

また設計者も景観検討内容を景観カルテに反映させる作業が容易になることから、負担軽減にも繋がる。

(3) 適切な景観形成とその良好な維持の実現

景観カルテの作成において手引きが活用されることで、その構成・内容が明確となり、計画から施工段階まで一貫した景観検討プロセスを踏まえた施設整備が実施される。

また、施設管理者へ景観カルテを引き継ぐことで、良好な景観を維持するための留意点(色・彩度、素材、耐久性、バランス、形状等)が改修時にも配慮されることが期待され、結果、良好な景観の維持が実現する。

このようなカルテが数多く積み重ねられていくことで、カルテが優れた景観事例集となり、今後の施設整備を行う上で良好な景観形成のスパイラルアップに繋がる。

4. 今後の課題

当面の運用としては、営繕課発注の設計業務受注者を対象に使用し、その結果をもとにより効果的な活用が図られるよう改訂版を作成する予定であることから、以下について引き続き検討を行いたい。

- 手引きを使用する側の設計事務所及び担当職員からの意見聴取による改善点の把握。
- 景観アドバイザーの意見に基づいた内容の改善、および情報の更新。

また、本手引きが、単に景観カルテ作成補助ツールのみにとどまらず、将来的には、一般的な景観検討の手引きとして広く活用され、「沖縄らしく優れた景観形成」の実現の一助となるよう、自治体との情報交換を行うこと等を検討していきたい。

謝辞: 本手引き作成にあたり、琉球大学名誉教授 池田孝之氏から丁寧かつ熱心な助言を賜りました。ここに、深く感謝の意を表します。

参考文献

- 美しい国づくり政策大綱
http://www.mlit.go.jp/keikan/taiko_text/taikou.html
- 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)
<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/keikan/pdf/H21-keikan-kihonhousin-kaitei.pdf>
- “美ら島沖縄”風景づくりのためのガイドライン
<http://www.dc.ogb.go.jp/kyoku/information/commu/form/churaokinawa.html>